

2019年度同志社大学大学院司法研究科

後期日程入学試験問題解説

刑事訴訟法

1 解説

- (1) 問(1)は、捜索差押許可状による捜索・差押えの実施に関して生じる基本的な問題について問うことにより、令状による捜索・差押えについての基本的な知識及び理解並びに具体的事案に対する応用力を試すものである。

小問1は、捜査機関が捜索差押許可状によって下線部①のように注射器を差し押さえたものであるところ、令状による差押えの対象が、令状記載の「差し押さえるべき物」に当たるものに限られることは令状趣旨の趣旨から当然のことであり、この令状記載の「差し押さえるべき物」に当たるためには、(ア)令状に明記された物件の品目(類型)に該当し、かつ、(イ)被疑事実と関連性を有するものであることを要する。

下線部①により差し押さえた注射器については、まず、(ア)すなわち、差し押さえるべき物として令状に明記された「覚せい剤、メモ、日記帳、携帯電話その他本件に関連する物」の品目(類型)に当たるかどうかを検討しなければならない。その上で、(イ)すなわち、本件の注射器が令状発付の基礎となった被疑事実との関連性を有するかどうかを検討することとなる。この場合において、被疑事実は、約10日前の覚せい剤約1グラムの所持の事実であり、覚せい剤の自己使用でないことをどのように考えるかを論じることが求められる。そのためには、被疑事実と関連性のある物は、直接証拠に限られるのか、間接証拠、情状に関する証拠、背景事情の証拠までも含むかどうかを明らかにした上、本件注射器は、覚せい剤所持の被疑事実の直接証拠ではないが、間接証拠、情状証拠になり得るかどうかを論じた上、本件注射器が被疑事実と関連性を有するかどうかを論述することとなる。

小問2は、下線部②のとおり、令状による捜索・差押えの現場に居合わせた者の身体を捜索したものであるところ、場所に対する捜索差押許可状によりその場に居合わせた者の身体に対する捜索が許されないことを理由を付して論じたうえ、例外的に身体に対する捜索が許される場合があるか、あるとすれば、いかなる場合か、その法的根拠はどうかについて論述することとなる。

- (2) 問(2)は、上記捜索により発見して差し押さえたメモについてその証拠能力を問うことにより、伝聞法則についての基本的な知識及び理解並びに具体的事案に対する応用力を試すものである。

まずは、320条1項の伝聞法則の趣旨を述べた上、伝聞証拠の意義を明らかにし、本件メモについて、検察官の立証趣旨(被告人Xが覚せい剤を入手していた事実)を前提として、本件の争点にも言及しつつ要証事実を的確に把握し、内容の真実性を証明するために用いるかどうかを検討して伝聞証拠に当たるかどうかを論じることとなる。

そして、本件メモが伝聞証拠に当たるとするときは、伝聞例外規定としての326条1項、322条1項に該当するかどうかを論じることとなる。

2 評価

(1) 今回の入学試験問題のテーマは、捜査法の分野において、令状による捜索・差押えに関する問題、証拠法の分野において、伝聞法則に関する問題であって、いずれも、刑事訴訟法の体系書・概説書には必ず記述されているところであって、その難度は、刑事訴訟法を真摯に学んだ受験生にとっては、比較的易しい部類に属するものであったと思われる。

(2) 答案の評価に当たっては、問(1)のうち、小問1については、令状による差押えにおける差押えの対象物の範囲として、上記(ア)及び(イ)が充たされなければならないこと、小問2については、場所に対する捜索許可状により居合わせた者の身体に対する捜索が許されないことを正確に理解していれば、最低限度の合格点を付与した。

問(2)については、伝聞法則について、伝聞証拠の意義と伝聞例外規定の選択について正確な理解がなされていれば、最低限度の合格点を付与した。

3 その他

(1) 法律試験の答案では、法の解釈・判断枠組みと、当てはめ・結論をバランスよく論じることが肝要である。法の解釈や判断枠組みを示すことなく、問題文中の事実を並べ立てて、これらを総合すると適法(適法)であるといった答案は、法的三段論法を理解しないものとして、低い評価しか得られない。

(2) 今次の入学試験においては、憲法と併せて行われたことから、いわゆる途中答案が散見された。途中答案とならないように、問題検討の段階で、検討時間、筆記時間の割り振りを各問について行う訓練をしておくことは、司法試験の合格にとっても、もっとも重要な事柄の一つである。